

岐阜県公報

第 百 八 十 六 号
令 和 三 年 三 月 十 六 日

(火 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県会計年度任用職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 一 一 八

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則

(医 療 福 祉 連 携 推 進 課) 一 一 八

岐阜県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(薬 務 水 道 課) 一 一 八

岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

(高 齢 福 祉 課) 一 一 九

岐阜県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

(都 市 政 策 課) 一 二 六

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則

(同) 一 二 七

岐阜県積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則

(建 築 指 導 課) 一 二 七

岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

(同) 一 二 七

岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

(同) 一 二 八

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

(同) 一 二 八

保安林に指定する予定である旨の通知
保安林の解除をしようとする旨の通知
道路の区域変更

(治 山 課) 一 二 八
(同) 一 二 九
(道 路 維 持 課) 一 二 九
(下 水 道 課) 一 三 〇

選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称及び所在地の変更

(選 挙 管 理 委 員 会) 一 三 一

訓 令 甲

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令

(人 事 課) 一 三 一

公 示

落札者等に関する公示
開発行為の工事の完了

(税 務 課) 一 三 五
(建 築 指 導 課) 一 三 六

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火 曜 日)
(金 曜 日)

発 行

(休 日 に 当 た る)
(と き は 翌 日)

令 和 三 年 三 月 十 六 日

規 則

岐阜県会計年度任用職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号

岐阜県会計年度任用職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計年度任用職員勤務時間、休暇等に関する規則（令和二年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項に次の二号を加える。

九 妊産婦である女子の会計年度任用職員が母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十条に規定する保健指導（次項第九号において「保健指導」という。）又は同法第十三条に規定する健康診査（次項第九号において「健康診査」という。）を受ける場合、その都度必要と認める時間

十 妊娠中の女子の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関（自動車を運転して通勤する場合にあつては、当該通勤の経路）の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合、勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき一時間の範囲内でそれぞれその都度必要と認める時間

第十条第二項中「第十三号」を「第十一号」に改め、同項第三号を次のように改める。
三 生後一年に達しない子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第二条第一項において子に含まれるものとされる者を含む。第五号イ及びハを除き、以下同じ。）を育てる会計年度任用職員（男子の会計年度任用職員にあつては、当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）である

者若しくは同条第一号に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）がその子を養育できる場合を除く。）が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条第一項に規定する時間
第十条第二項第八号中「二日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間」を「必要と認められる期間」に改め、同項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号を第十号とし、同項第十三号中「第八号、第十号及び前号」を「前三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号を第十二号とする。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十三号

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県保健師助産師看護師法施行規則（昭和三十四年岐阜県規則第四百十九号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「~~ロ~~」を削り、「~~ハ~~」を「~~ニ~~」に改める。

別記第八号様式中「~~ロ~~」を削り、「~~ハ~~」を「~~ニ~~」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十四号

岐阜県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成二十年岐阜県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第百五十九条の五第一項に規定する」を「第百五十九条の五の」に改める。

別記第一号様式中「3 氏名、血腫によること。」を削る。

別記第三号様式から別記第五号様式までの規定中「印」及び「3 氏名は、記名押印又は血腫のいずれかによること。」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県老人福祉法施行細則（昭和三十八年岐阜県規則第九号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「、社会福祉法第七十一条の規定によつて」を「社会福祉法第七十一条の規定により」に、「、法第十八条の二第一項の規定によつて」を「法第十八条の二第一項の規定により」に、「、法第二十九条第八項の規定によつて」を「法第二十九条第十三項の規定により」に改める。

別記第一号様式中

基本約款

別

添

1 を

「登記事項証明書又は条例

別

添	」	「	主な職員	の氏名	別	添
		主な職員	の経歴			

2	」	を	「	主な職員	の氏名
		「	又は認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設」		

「、認知症対応型老人共同生活援助又は複合型サービスの事業の用に供する施設等」
 』「入所定員」や「入所定員等」』「事業開始年月日」や「事業開始予定年月日」
 』「回診名医候補」「欄は、」や「欄には」』「」』「7 老人福祉法施行規則第1条
 の9第2項に規定する書類を添付すること。」を削る。
 別記第二号様式を次のように改める。

第 2 号様式 (第 3 条関係)

老人居宅生活支援事業変更届

変更しようとする事業	種 類	
	提供する便宜等の内容	
経営者 (法人)	氏名 (名称)	
	住所 (事務所の所在地)	
主な職員の氏名		
事業を行おうとする区域		
デイサービス、短期入所、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型老人共同生活援助又は複合型サービスの事業の用に供する施設等	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	入 所 定 員 等	
<p>上記のとおり老人福祉法第 14 条の規定により届け出た事項を変更しましたので、同法第 14 条の 2 の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">事業経営者 住所 (事務所の所在地) 氏名 (名称)</p> <p>岐阜県知事 様</p>		

備考

- 1 記載事項が多いため、この様式により難い場合は、用紙の枚数を増加し、又は別紙に記載する等によりこの様式に準じた届を作成すること。
- 2 届の記入については、別紙によること。

(別紙)

老人居宅生活支援事業変更届記入要領

- 1 変更が生ずる部分のみにつき記入して届け出ること。
- 2 「変更しようとする事業」欄のうち、「提供する便宜等の内容」欄には、事業者が当該事業により提供する便宜の種類等その事業の内容を記入すること。なお、事業の種類に変更を生ずるときは、新たな事業の開始として、別途届け出ること。
- 3 「経営者」欄には、当該事業を経営する者が個人である場合にはその者の氏名及び住所を記入し、市町村、社会福祉法人その他の法人である場合にはその名称及び当該事業に係る主たる事務所の所在地を記入すること。
- 4 「主な職員の氏名」欄の主な職員とは、施設長、当該事業のサービス提供責任者等を指すものであること。
- 5 「事業を行おうとする区域」欄には、市町村の委託を受けて行う場合には、事業を行おうとする区域のほかに「委託先」として当該市町村の名称を併せて記入すること。
- 6 「デイサービス、短期入所、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型老人共同生活援助又は複合型サービス事業の用に供する施設等」欄のうち、「種類」欄には小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除き、「入所定員等」欄にはデイサービス事業に係るものを除き記入すること。

第4号様式（第5条関係）

老人デイサービスセンター等設置届

施 設	名 称		
	種 類		
	所 在 地		
	規 模		
	構 造		
	設 備 の 概 要		
職 員	定 数	職 種	人 数
	職 務	職 種	内 容
施 設 の 長 の 氏 名			
事 業 を 行 お う と す る 区 域 (市 町 村 の 委 託 を 受 け て 事 業 を 行 お う と す る 者 は 、 当 該 市 町 村 の 名 称 を 含 む 。)			
老 人 短 期 入 所 施 設 の 場 合 は 入 所 定 員			
事 業 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
<p>上記のとおり、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">事業経営者 住所（事務所の所在地） 氏名（名称）</p>			
岐阜県知事 様			

別記第四号様式及び別記第五号様式を次のように改める。

備考

- 1 記載事項が多いため、この様式により難しい場合は、用紙の枚数を増加し、又は別紙に記載する等によりこの様式に準じた届を作成すること。
- 2 届の記入については、別紙によること。

(別紙)

老人デイサービスセンター等設置届記入要領

- 1 複数の老人居宅生活支援事業実施施設を設置する場合は、それぞれ種類ごとに作成すること。
- 2 「種類」欄には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターのいずれかを記入すること。
- 3 「規模」欄には、他の老人福祉施設に併設の場合は、対象施設の建築面積及び延べ床面積を記入すること。
 単独型施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない施設をいう。）の場合は、敷地面積も記入すること。
 なお、別途位置図及び施設の平面図等面積を明らかにすることができる書類を提出する場合は、当該記入を省略できること。
- 4 「設備の概要」欄には、各サービスの用に供する部屋ごとに記入すること。
- 5 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する場合にあつては、登記事項証明書を添付すること。

第 5 号様式 (第 6 条関係)

老人デイサービスセンター等事業変更届

施 設	名 称	
	種 類	
	所 在 地	
	規 模	
	構 造	
	設 備 の 概 要	
施 設 の 長 の 氏 名		
事 業 を 行 お う と す る 区 域 (市 町 村 の 委 託 を 受 け て 事 業 を 行 お う と す る 者 は 、 当 該 市 町 村 の 名 称 を 含 む 。)		
老 人 短 期 入 所 施 設 の 場 合 は 入 所 定 員		
<p>上記のとおり老人福祉法第 15 条第 2 項の規定により届け出た事項を変更しましたので、同法第 15 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">事業経営者 住所 (事務所の所在地) 氏名 (名称)</p> <p>岐阜県知事 様</p>		

備考

- 1 記載事項が多いため、この様式により難しい場合は、用紙の枚数を増加し、又は別紙に記載する等によりこの様式に準じた届を作成すること。
- 2 届の記入については、別紙によること。

(別紙)

老人デイサービスセンター等事業変更届記入要領

- 1 各項目について、変更がない場合は現在の状況を記入し、変更がある場合は変更前及び変更後についてそれぞれ記入すること。
- 2 「種類」欄には、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターのいずれかを記入すること。
- 3 「規模」欄には、他の老人福祉施設に併設の場合は、対象施設の建築面積及び延べ床面積を記入すること。
 単独型施設 (養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併設されていない施設をいう。) の場合は、敷地面積も記入すること。
 なお、別途位置図及び施設の平面図等面積を明らかにすることができる書類を提出する場合は、当該記入を省略できること。
- 4 「設備の概要」欄には、各サービスの用に供する部屋ごとに記入すること。
- 5 国、都道府県及び市町村以外の者が設置する場合にあっては、登記事項証明書を添付すること。

「届けます」や「届け出ます」」

所在地	
施設の地理的状況	

【添付書類】

- 1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 2 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合及び地方独立行政法人が設置する場合は、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書又は意見書
- 3 地方独立行政法人が施設を設置する場合は、資産の状況を記載した書類、定款その他の基本約款

【添付書類】

登記事項証明書（地方独立行政法人が施設を設置する場合に限る。）」

所在地	
施設の地理的状況	

所在地	
-----	--

【添付書類】

- 1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 2 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合及び地方独立行政法人が設置する場合は、その施設を設置しようとする区域の市町村の同意書

又は意見書

- 3 地方独立行政法人が施設を設置する場合は、資産の状況を記載した書類、定款その他の基本約款

「添付書類
登記事項証明書（地方独立行政法人が施設を設置する場合に限る。）」

所在地	
施設の地理的状況	

「添付書類」

所在地	
-----	--

【添付書類】

- 1 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 2 資産の状況を記載した書類
- 3 定款その他の基本約款
- 4 施設を設置しようとする市町村の意見書

「添付書類
登記事項証明書」

所在地	
施設の地理的状況	

「添付書類」

設置者の経歴	
設置者の資産状況	

「 事業開始の日」

年 月 日

「 事業開始の日」

年 月 日

職 名	氏 名	性 別	生 年 月 日	経 歴

「 添付関係書類」

職 名	氏 名	生 年 月 日	経 歴

注： 図面
(5) 土地
(6) その他

「3 添付関係書類
条例、定款その他

地理的状況
)
係書類
、定款その他の基本約款
の運営方針
方針及び収支予算
の配置及び平面図
に主要寸法、名称、面積、窓、出入口等を記入すること。
及び建物に関する権利関係を明らかにする書類
他参考事項

「基本約款」

設置主体		氏名又は名称及び住所(所在地)	歴 史
経営主体		氏名及び住所	歴 史
事業開始の年月日			

「 添付関係書類」

事業開始の予定年月日

職名	氏名	性別	生年月日	経歴

職名	氏名	生年月日	経歴

「3 施設の地理的状况 (略図)

4 添付関係書類

- (1) 条例、定款その他の基本約款
 - (2) 当該事業を営むするための財源の調達及びその管理方法
 - (3) 施設の運営方針
 - (4) 経理方針及び収支予算
 - (5) 施設の配置及び平面図
- 注 図面に主要寸法、名称、面積、窓、出入口等を記入すること。
各室毎に設けられている設備及び備品について、その名称及び数量を記載した表を添付すること。
- (6) 建物その他の設備の使用の権限
 - (7) 事業の営業者又は管理者に事故があるときの処置
 - (8) 土地及び建物に関する権利関係を明らかにする書類

(9) その他参考事項

「3 添付関係書類

- (1) 条例、定款その他の基本約款
 - (2) 次に掲げる事項を記載した書類
 - ア 当該事業を営むするための財源の調達及びその管理方法
 - イ 施設の管理者の資産の状況
 - ウ 建物その他の設備の使用の権限
 - エ 経理方針
 - オ 事業の営業者又は管理者に事故があるときの処置
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の遅延による改正前の規則の規定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。)がある場合には、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、旧用紙をそのも继续使用することを妨げない。

岐阜県屋外公告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 田 澤

岐阜県規則第一二六号

岐阜県屋外公告物条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県屋外公告物条例施行規則(昭和三十九年岐阜県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四十二条の三「印」を「印、
 〇(以下略)」とする。

「(自署すること。ただし、法人の場合) 〇」
 第四十二条の三「印」を「印、
 〇(以下略)」とする。

第四十二条の三「(氏名は自署又は記名押印すること。)」を「
 〇」とする。

第四十二条の三

「(自署すること。ただし、法人の場合) 〇」
 第四十二条の三「(氏名は自署又は記名押印すること。)」を「
 〇」とする。

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県土地開発事業の調整に関する規則（平成十二年岐阜県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項及び第五条第四項中「書面で」を削る。

第六条中「書面による」を削る。

第九条第四号中「許可」を「認可」に改め、同条第五号及び第六号中「すべて」を「全て」に改める。

第十五条及び第十六条中「書面により」を削る。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「甲」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

岐阜県積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県積立式宅地建物販売業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県積立式宅地建物販売業法施行細則（昭和四十七年岐阜県規則第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第三号様式中「甲」を削る。

別記第四号様式中「施行規則第 8 条の 4」を「積立式宅地建物販売業法施行規則第 8 条第 2 項」に改め、「甲」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

岐阜県優良宅地認定事務施行規則（昭和四十九年岐阜県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第十三条の三第八項第二号口又は第二十一条の十九第九項第二号口」を「第十三条の三第九項第一号口又は第二十一条の十九第十項第二号口」に、「基づく」を「よる」に改め、同項第七号中「知事」を「、知事」に改め、同条第四項の表造成計画平面図の項中「かけ」を「崖」に、「勾配」を「勾配」に改め、同表排水施設計画平面図の項中「勾配」を「勾配」に改め、同表がけの断面図の項中「かけ」を「崖」に、「勾配」を「勾配」に、「土質に関する事項は」を「、土質に関する事項を」に改め、同表擁壁の断面図の項中「勾配」を「勾配」に改める。

別記第一号様式中「甲」を削り、同様式備考 1 中「記載」を「、記載」に改め、同様式備考 2 中「「その他必要な事項」の欄」を「造成宅地の種類欄 7」に改め、同様式備考 3 中「祭壇は」を「祭壇を」に、「中」「2」を「2」に、「記載」を「、記載」に改める。

別記第三号様式中「甲」を削り、同様式備考 3 中「祭壇は」を「祭壇を」に改める。

別記第五号様式及び別記第六号様式中「甲」を削る。

別記第七号様式中「輯しき」を「おひ」に改め、「甲」を削り、同様式備考 1 中「記載」を「、記載」に改め、同様式備考 2 中「「その他必要な事項」の欄」を「造成宅地の種類欄 6」に改め、同様式備考 3 中「祭壇は」を「祭壇を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県優良住宅認定事務施行規則の一部を改正する規則

岐阜県優良住宅認定事務施行規則（昭和四十九年岐阜県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「。次号において同じ」を削り、同項第五号中「写し」の下に「同法第六条第一項の確認を受けなければならない場合に限り、」を加え、同項第十四号中「別記第二号様式注意5」を「別記第二号様式注意5」に改める。

別記第一号様式中「四」を削り、同様式備考第一号中「四〇」を「四〇」に改め、同様式備考第二号中「一〇」を「一〇」に改め、同様式備考第八号中「四〇」を「四〇」に改め、同様式別紙二備考中「一〇」を「一〇」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十一号

岐阜県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県宅地建物取引業法施行細則（昭和五十三年岐阜県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式、別記第六号様式及び別記第八号様式から別記第十一号様式までの規定中「四」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市久野川字片原一の一〇、一の一三、一の一六、一の一七、一の一六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬西村字石浦山二六の一、二六の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

恵那市明智町字竹ノ内一四六五の二二、一四六五の二三、一四六五の一五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

岐阜県告示第百三三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和三年三月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		路線名		区間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考
県道		明豊智田線		恵那市明智町大小屋九八九番二七九地先地内		恵那市明智町大小屋九八九番一八地先地内		恵那市明智町川平九八九番二五二地先から		同市同町同九八八番一地先まで		
後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	
		一四・七	一四・五	一四・七	一四・五	二・〇	二・五	一四・七	一四・五	二・〇	二・五	
		三・七	三・五	三・七	三・五	二・〇	二・五	三・七	三・五	二・〇	二・五	
		五・七	五・五	五・七	五・五	二・〇	二・五	五・七	五・五	二・〇	二・五	
		五・七	五・五	五・七	五・五	二・〇	二・五	五・七	五・五	二・〇	二・五	

岐阜県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。
なお、その関係図面は、令和三年三月十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	大嶽岐阜 野南線	揖斐郡大野町大字下礪字 前波四四六番地先から 同 郡 同 町 大 字 同 字 宮前二八一番二地先まで	後	七・五 二・六	三九四	
			前	二五〇 三・一	三九四	

岐阜県告示第百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
美濃加茂市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道事業 美濃加茂市公共下水道
- 三 事業施行期間

昭和六十一年七月八日から
令和八年三月三十一日まで
四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により各務原都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画下水道事業 各務原市公共下水道
- 三 事業施行期間
昭和五十七年十一月十二日から
令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称

- 坂祝町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道事業 坂祝町公共下水道
 - 三 事業施行期間
昭和六十三年十二月二十三日から
令和八年三月三十一日まで
 - 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
川辺町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
美濃加茂都市計画下水道事業 川辺町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成三年十二月十日から
令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により八百津都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二條第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
八百津町
- 二 都市計画事業の種類及び名称
八百津都市計画下水道事業 八百津町公共下水道
- 三 事業施行期間
平成三年十二月十三日から
令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

選挙管理委員会告示二

岐阜県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称及び所在地の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和三年三月十六日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変	更	後	変	更	前
住宅型有料老人ホーム太平洋生薬館			介護付有料老人ホーム太平洋生薬館		

所在地の変更

社会福祉法人成慶会 設東山ハイッ	介護老人保健施設 ハイッ	医療法人成仁会 ハイッ	介護老人保健施設東山
施設 の 名 称	変 更 後	変 更 前	
社団法人がなめ会山内 ホスヒタル介護老人保健施設	岐阜市藪田南 4 15 16	岐阜市藪田南 4 15 2	
岐阜県立陽光園	美濃市立花 1155 5	美濃市立花荘司洞 1155 5	
医療法人録三会 太田病院	美濃加茂市太田町 2855 1	美濃加茂市太田町 2825	

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県職員服務規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員服務規程（昭和三十年岐阜県訓令甲第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十二の二第一項第一号」を「第二十二の二第一項第一号」に改める。
第七条の三第二項中「第二条第六号から第九号までの規定」を「第二条各号のいずれか」に改める。

第十八条の見出し中「事務引継」を「事務引継ぎ」に改め、同条中「後任者」を「後任者」に、「これに連署して」を「これを」に改め、同条ただし書中「引継」を

「引継ぎ」に改める。
同条ただし書中「引継ぎ」を「引継ぎ」に改める。

様式第6号(第7条の3関係)

職 務 専 念 義 務 免 除 届

年 月 日

別記様式第六号を次のように改める。

岐阜県知事 様	所属名			
	職 名		氏 名	
次のとおり職務専念義務の免除を届け出ます。				
職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第 号該当				
職務専念義務の 免除の期間	年 月 日 時 分から			
	年 月 日 時 分まで			
日 時間				
備 考				
所属整理欄	受理日		出勤簿整理	
	年 月 日			

別記様式第七号から別記様式第九号までの規定中「印」を削る。
定品兼定額十号中「印」を削る。

1 就職する公署名
2 就職予定年月日
3 就職する公署での勤務形態（常勤、非常勤）
4 就職する公署での職名

退職に引き続き
公務員として就
職する場合

を

1. 就職する公署名
2. 就職予定年月日
3. 就職する公署での勤務形態（常勤、非常勤）
4. 就職する公署での職名

退職に引き続き
公務員として就
職する場合

を

注 氏名は、本人の自署によること。

姓名No.

定品兼定額十一号中「印」を削る。

理由 由 (詳細に記入すること。)

を

理由
由
(詳細に記入すること。)

--

注 氏名は、本人の自署によること。

姓名No.

姓 名

JSG 昭令 昭 令保三廿四頁一ロカハ選上ホ。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第
五十二号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令保三廿三頁十六ロ

岐阜県長 田 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 税務システム関連機器等の賃貸借、設置設定及び維持管
理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和 2 年 11 月 24 日
- 4 落札者を決定した日 令和 3 年 1 月 12 日

5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

株式会社 J E C C

専務取締役 依田 茂

6 落札金額 434,984,000円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県総務部総務課シスナム管理係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和三年三月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

開発許可（変更許可） 番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一 二二号の二 令和二・九・九	安八郡安八町東結字辻畑八五八番一及び八五九番一	岐阜県安八郡安八町大森四二四番地一 株式会社ダイワ建設 代表取締役 梅 村 幸 二

令和三年三月十六日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社